



# 島根県報

令和6年2月9日（金）

第 4 8 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の指定辞退の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（       "       ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（       "       ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "       ）	3
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	4
換地処分	（農 村 整 備 課）	4
換地計画書の縦覧	（       "       ）	5
保安林予定森林（4件）	（森 林 整 備 課）	5
保安林の指定（3件）	（       "       ）	7

### 【訓 令】

島根県漁港漁場工事取扱規程の廃止	（水 産 課）	8
------------------	---------	---

### 【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	8
-------------	-------------	---

### 【特定調達公告】

島根県警察本部庁舎で使用する電気調達に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	9
--------------------------------	-----------	---

### 【選管告示】

衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙における候補者届出に関する説明会の開催		11
--------------------------------------	--	----

## 告 示

## 島根県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
美郷ふるさと薬局	邑智郡美郷町粕淵365-1	令和6年1月1日

## 島根県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
ナースステーション心の里 はるにれ	訪問看護ステーションはる にれ	浜田市三隅町西河内488番1地	令和5年5月1日

## 島根県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
仁寿診療所ながひさ	大田市長久町長久ハ24-2	令和5年9月30日
雲南市立病院附属波多出張診療所	雲南市掛谷町波多464	令和5年9月30日
医療法人清水医院	雲南市加茂町加茂中1013-1	令和5年11月1日

## 島根県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
クローバー歯科	出雲市渡橋町1066 イオンモール出雲1階	令和5年12月13日

## 島根県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
テライ・メデイカルサポート株式会社	浜田市三隅町三隅382番地1	訪問看護	ナースステーション心の里はるにれ	訪問看護ステーションはるにれ	浜田市三隅町西河内488番1地	令和5年5月1日
		介護予防訪問看護				

## 島根県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
株式会社原商	松江市宍道町白石81-10	居宅介護支援	居宅介護支援事業所すまいる	益田市遠田町2680	益田市あけぼの西町14-7	令和3年9月1日
		福祉用具貸与	株式会社原商 益田事業所			
		特定福祉用具販売				
		特定介護予防福祉用具販売				
		介護予防福祉用具貸与				

## 島根県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	

奥田 良二	鹿足郡津和野町町田イ 273-1	居宅療養管理指導	オクダ歯科クリ ニック	鹿足郡津和野町 町田イ273-1	令和5年10 月5日
		介護予防居宅療養 管理指導			
有限会社ジュン メディカル	益田市久城町919-2	居宅療養管理指導	コタロー薬局	益田市久城町 919-2	令和5年10 月1日
		介護予防居宅療養 管理指導			
株式会社平安堂	出雲市大社町杵築南 859番地8	福祉用具貸与	平安堂福祉用具 相談事業所	出雲市渡橋町 334-1	令和5年10 月31日
		特定福祉用具販売			
		特定介護予防福祉 用具販売			
		介護予防福祉用具 貸与			

## 島根県告示第94号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社すくらむ	障害児通所支援事業所 Ra : SeeSAR	益田市遠田町3158番地3	令和5年12月1日
一般社団法人Copain	放課後等デイサービスあしあと	浜田市田町1449番地10	令和5年12月1日

## 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社すくらむ	障害児通所支援事業所 Ra : SeeSAR	益田市遠田町3158番地3	令和5年12月1日
有限会社司	こどもひろばCOCOっ子II	出雲市斐川町莊原3169-28	令和6年1月1日

## 3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社司	こどもひろばCOCOっ子II	出雲市斐川町莊原3169-28	令和6年1月1日

## 島根県告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和6年2月2日付けで県営土地改良事業に係る雲南中央地区（中谷上工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸山達也

**島根県告示第96号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
浜田東部地区（上府工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

**島根県告示第97号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
雲南市大東町上久野1538-1、1540
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第98号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡美郷町都賀行773-1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
都賀行773-1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第99号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市弥栄町小坂1082-2から1082-5まで、1082-7、1082-8、1082-10、1082-13、1082-15、1082-17、1083-1
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第100号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市三瓶町池田字粟畑ケ1556-1、字下モ谷1563、字才ノ峠2674-1、字榎原2727、字西田山2861-2、2861-8、2861-9、字高丸2902-29
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 島根県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所  
大田市温泉津町湯里3773
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 島根県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所  
飯石郡飯南町角井1152、1882
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸山達也

#### 1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町代竹ノ下542、544、545

#### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 訓 令

### 島根県訓令第1号

農 林 水 産 部  
隠 岐 支 庁  
農林水産振興センター

島根県漁港漁場工事取扱規程（昭和43年島根県訓令第15号）は廃止し、令和6年2月9日から施行する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸山達也

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸山達也

#### 1 作業種類

公共測量（基準点測量、用地測量）

## 2 作業期間

令和6年1月24日から令和7年3月31日まで

## 3 作業地域

雲南市三刀屋町給下地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年2月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和6年2月2日から同年3月25日まで

## 3 作業地域

邑智郡邑南町矢上地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年2月9日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

島根県警察本部庁舎で使用する電気調達 一式

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

## (3) 調達期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者を含む。)でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号)第5条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者又は同等の能力を有する者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (10) 入札説明書において示す「誓約書」を提出できる者であること。
- (11) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

#### 5 入札説明書の交付等

##### (1) 入札説明書の交付方法

###### ア 交付期間

本公告の日から令和6年2月26日(月)までの間

###### イ 交付場所

島根県ホームページ上

##### (2) 入札説明会

行わない。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年2月26日(月)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。(郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による提出にあつては、提出期限までに必着していること。)
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札及び開札の日時並びに場所等

##### (1) 日時

令和6年3月12日(火)午前10時

##### (2) 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第二小会議室

(3) 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和6年3月11日（月）午後4時までに到着していること。

## 8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約単価に契約期間における予定使用電力量を乗じて算出した金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 契約における留意事項

令和6年度当初予算の島根県議会による議決がないときは、契約を中止する。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the procurement : Supply of electricity to be used by Shimane Prefectural Police Building, 1 units

(2) Time limit for tender : 10 : 00 a.m. March 12, 2024

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on March 11, 2024)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

# 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

令和6年4月28日執行予定の衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙における候補者届出に関する説明会を次のとおり開催する。

令和6年2月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

日時 令和6年3月12日 午後1時30分

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁